

平成25年度事業計画（案）について

I 基本方針

当事業団は、廃棄物の適正処理を促進するため、廃棄物の最終処分場の安定的確保を図るとともに、廃棄物による環境汚染の防止対策等の支援を行い、本県の産業活動の健全な発展と県土の環境保全に寄与するため、各種事業を適正かつ効率的に実施する。また、「エコフロンティアかさま」は公共関与による廃棄物処分場として、国から廃棄物処理センターの指定を受けるとともに、法令よりも厳しい管理基準を設定しており、安全性の確保を最重点に一般廃棄物及び産業廃棄物を受入れ、溶融処理と埋立処理を行っていく。

一方、一昨年発生した東日本大震災及び「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染の対処に関する特例措置法」の施行により廃棄物を取り巻く環境は大きく変化しており、今後とも地元住民の方々の理解と協力を頂き、県内及び一部県外の廃棄物の安全性を確保しながら、災害廃棄物を処理していく。

また、日本初のレベニュー信託で長期資金を調達したことにより経営安定が図られたことから、今後はより一層の経費節減に努めるとともに、目標売上額の確保及び売上単価の改善や最終処分場における比重管理を適切に行うことにより、更に長期安定した財政基盤の確立を目指していくとともに、新公益法人制度改革での法人移行に向けて申請手続きを実施し、新たな財団法人へ移行していく。

II 廃棄物適正処理推進事業関係（一般会計）

1 事業

（1）最終処分場周辺施設整備助成事業

産業廃棄物処分業者による産業廃棄物最終処分場の設置に伴い、市町村等が周辺の利便施設の整備事業を行う場合、当該市町村等に対し交付金を交付する。

（2）環境調査等助成事業

産業廃棄物処理施設について、市町村等が周辺の地下水の分析、大気の測定等の環境調査等を行う場合、当該市町村等に対し交付金を交付する。

（3）環境汚染対策等支援事業

市町村が、産業廃棄物最終処分場等周辺の住民の生活環境を確保するために生活水確保助成事業を行う場合、当該市町村に対し交付金を交付する。

（4）不法投棄撤去助成事業

不法投棄者等が判明しない場合であって、生活環境保全上著しい支障が生じる恐れがあるため、市町村等が不法投棄物の撤去等を行う場合、当該市町村に対し交付金を交付する。

（5）有効利用促進助成事業

産業廃棄物の減量化、有効利用に関する調査研究等を行う団体等に対し交付金を交付する。

（6）臨時的緊急対策事業

産業廃棄物の不法投棄等により、現に当該投棄場所周辺に著しく環境上の影響が発生している場合において、その影響を除去することが緊急を要する場合であって、各種要件に該当する場合、その対策事業を実施する。

（7）環境学習普及啓発事業

管理棟に整備した環境学習施設を、学校教育や市民団体等の活動と連携させ、循環型社会の形成に向けた県民の意識向上に努める。

2 管理

理事会、評議員会を開催する。

III エコフロンティアかさま廃棄物処理事業関係(エコフロンティアかさま特別会計)

1 事業

(1) 廃棄物処理事業

一般廃棄物及び産業廃棄物処理事業を行い、平成25年度は表1に示す廃棄物の受入を目指す。

① 一般廃棄物処理事業

ア 笠間市内(笠間地区)から収集された生活系ごみ、許可業者、事業者及び市民の持込ごみの適正処理を図る。なお、市民の持込ごみの搬入日については、産業廃棄物の搬入車輌と分離するため、引き続き土曜日とする。

イ 最終処分場を持たない市町村・一部事務組合から排出される燃えがら、溶融スラグ及び不燃残さを受け入れて適正処理を図る。

また、プラスチック類を不燃物としてを集めている市町村等から廃プラスチックを受け入れ、溶融施設で行っている高効率発電のエネルギー源として利用する。

ウ 国及び地方公共団体が行う施策に協力すると共に、災害、緊急時における廃棄物を積極的に受け入れて適正処理を図る。

② 産業廃棄物処理事業

ア 溶融処理

事業活動に伴って排出される紙くず、木くず、廃プラスチック類等の産業廃棄物を安定的に受け入れることにより、事業活動の推進に寄与する。

また、溶融処理施設の特長を生かし、処理が困難とされる医療廃棄物、廃石綿類や有害産業廃棄物なども受け入れ、溶融して無害化を図る。溶融処理によって発生するスラグは場内で有効利用するとともに、同時に生成するメタルは金属材料として売却し、マテリアルリサイクルを推進する。加えて、排ガス中の熱エネルギーを利用して高効率の発電を行い、サーマルリサイクルも併せて推進する。

イ 埋立処理

がれき類、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くずなどの安定型産業廃棄物と燃えがら、ばいじん、汚泥、鉱滓など管理型産業廃棄物を埋立処分する。

また、石綿管や石綿含有スレート等の非飛散性アスベストについては、国の通知に基き、埋め立て場所を特定し、図面にその場所を明記する。

ウ 災害関連

放射性物質を含有すること等でリサイクル利用が困難となった廃棄物を受け入れて、適正処理及び企業活動の支援を図る。

③ 放射性物質汚染対処特措法に基づく処理

特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物に該当する廃棄物の埋め立てに当たっては、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物関係ガイドラインに示された方法に準拠して実施する。

また、溶融処理・埋立処理いずれにおいても、特定一般廃棄物処理施設及び特定産業廃棄物処理施設の維持管理基準に従って適正な維持管理を行う。

(2) 啓発普及等事業

エコフロンティアかさまの施設運営推進等に資するため、地域住民向けに啓発普及事業を実施するとともに、利用者に対しても運営状況等を説明し、廃棄物の適正処理施設としての啓発普及活動を実施する。

(3) 地元相談・調査等事業

エコフロンティアかさまの地元住民への理解を深めるため、笠間市等とともに相談・指導及び調査等の事業を実施するとともに、地域住民組織と環境保全等に関する先進地調査等の事業を行う。

(4) 地域振興等事業

地元振興の中核となる施設について、引き続き県、笠間市及び地元住民と検討するとともに、県及び笠間市との調整を図り、地元振興のための各種の事業を実施する。

(5) 廃棄物処理施設運営管理事業

将来にわたる施設の安全性の確保を図るため、溶融処理施設、最終処分場及び浸出水処理施設の適正管理に努める。

また、環境保全委員会の提言を受けながら適切な環境対策を実施するとともに、排出ガス、放流水等の計測値を表示板（電光掲示板）やホームページに掲示するなど、情報公開に努める。

(6) 事業管理

事業所の管理運営を行う。

2 管理

事業団の管理運営を行う。

表1 平成25年度の受入計画

(単位:トン)

処理方法等			受入計画量
溶融	一廃	笠間市	9,400
		その他市町村等	6,880
	産廃	一般溶融廃棄物	14,690
		医療系廃棄物	1,100
		廃石綿類	50
	小 計		32,120
埋立	一廃	市町村等	6,340
		一般埋立廃棄物	143,730
	産廃	非飛散性アスベスト	1,500
		小 計	151,570